

「災害復興住宅融資等工事審査」業務開始のお知らせ

～被災住宅復旧のための建設資金、購入資金、補修資金のお借入れ予定の住宅等に通知書を交付～

適合証明検査機関・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関業務を行うSBIアーキオリティ株式会社(東京都千代田区 代表取締役:小山勝宣 以下「当社」)は、平成 23 年 7 月 22 日付にて、独立行政法人住宅金融支援機構と災害復興住宅融資等の工事審査業務に係る業務委託契約を締結しました。本締結をもって当社は、災害復興住宅融資等の工事審査業務を開始いたします。

当社はこれからも、東日本大震災で被災された皆様を支援すべく、様々な建築関連業務及び各種サービスの提供に努めてまいります。

◆当社が行う災害復興住宅融資等工事審査業務の概要

業務の内容 : 以下に掲げる建築物等の資金融資に係る工事審査業務
1) 災害復興住宅 2) 地すべり等関連住宅 3) 宅地防災工事 4) 災害復興宅地

業務の対象種別 : 新築建設、新築購入、中古購入、補修等のすべての融資種別

業務の対象区域 : 東京都※、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、長野県、山梨県、静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、山形県、宮城県、新潟県、福島県 の全域

※島しょ部は大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村に限る

※1) 災害復興住宅(機構法第 13 条第 1 項第 5 号に規定する災害復興建築物及び被災建築物)

※2) 地すべり等関連住宅(機構法第 13 条第 1 項第 6 号に規定する災害予防代替建築物及び災害予防移転建築物)

: 地すべり関連住宅融資、土砂災害関連住宅融資及び密集市街地関連住宅融資

※3) 宅地防災工事(機構法第 13 条第 1 項第 6 号に規定する貸付を行うことができる災害予防関連工事)

: 地方公共団体から土砂流出等による災害から宅地を守るための工事勧告・命令を受けた者が、当該工事の実施に必要な資金融資

※4) 災害復興宅地(機構法第 13 条第 2 項第 1 号に規定する貸付を行うことができる土地の補修)

: 大規模災害によって建築物が被害を受けなかったものの、宅地のみが擁壁損壊・がけ地崩壊・地割れ等により被害を受けた場合に、

当該宅地等のり災証明書の交付を受けた者が、当該宅地の補修/復旧等を実施する場合に必要な資金融資

◆災害復興住宅融資の概要 <http://www.jhf.go.jp/shinsai/yushi.html>

◆当社の概要 (平成 23 年 8 月 11 日現在)

- 1) 商号 : SBIアーキオリティ株式会社
- 2) 代表者 : 代表取締役 小山 勝宣
- 3) 所在地 : 東京都千代田区五番町 4 番地 5
- 4) URL : <http://www.sbiq.co.jp/>
- 5) 資本金 : 2 億 2017 万 5000 円
- 6) 主な事業内容 : 適合証明検査機関(住宅金融支援機構協定締結)として行う、適合証明業務
指定確認検査機関(国土交通大臣指定第 18 号)として行う、確認検査業務
登録住宅性能評価機関(国土交通大臣登録第 33 号)として行う、住宅性能評価業務
CASBEE評価認証機関(IBEC 機関認定第 2 号)として行う、建築環境総合性能評価の認証業務
住宅及び建物の調査、検査、診断及び鑑定、エン지니어リング・レポートの作成業務
住宅瑕疵担保責任保険取次、募集、現場検査業務

以上

本リリースに関するお問い合わせ先: 管理本部 総務管理グループ 03-5226-2433